

# 第26回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年 9月27日 開会  
令和元年 9月27日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年9月27日 第26回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時30分

閉会 午後3時09分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行  
農地係長 小川裕之  
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認  
について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

#### 4 議事内容 午後2時30分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

##### ●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第26回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

##### ●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

##### ●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号5番福田委員、6番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

##### ●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

##### ●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号、「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和元年9月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。

土地の表示は、記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、南町に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、9月11日に香川委員ほか2名の委員さ

んと現地調査をしましたところ、利用状況は原野でありました。議案書3ページに、願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の香川委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○香川委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり9月11日に現地を確認したところ、雑草が生い茂っており、耕作するには困難な状況にあり、現況地目は原野でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第5、議案第2号、「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。初めに、番号1番から4番、6番から18番を審議いたします。事務局より説明願います。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和元年9月27日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の18件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、合流に住所を有する方。賃借人は、富川に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成14年11月1日に賃貸借されましたが、令和元年9月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成25年12月25日に賃貸借されましたが、令和元年8月28日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書 7 ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成 25 年 12 月 25 日に賃貸借されましたが、令和元年 8 月 28 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書 8 ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 31 年 1 月 1 日に賃貸借されましたが、令和元年 8 月 28 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書 10 ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 31 年 1 月 1 日に賃貸借されましたが、令和元年 8 月 28 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書 11 ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。賃借人は、川流布に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成 25 年 12 月 25 日に賃貸借されましたが、令和元年 8 月 28 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書 12 ページをご覧ください。賃貸人は、宝生に住所を有する方。賃借人は、宝生に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 27 年 5 月 27 日に賃貸借されましたが、令和元年 8 月 23 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書 13 ページをご覧ください。賃貸人は、合流に住所を有する方。賃借人は、富川に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 7 年 2 月 27 日に賃貸借されましたが、令和元年 9 月 10 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書 14 ページをご覧ください。賃貸人は、相川に住所を有する方。賃借人は、相川に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成 23 年 10 月 3 日に賃貸借されましたが、令和元年 9 月 10 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書 15 ページをご覧ください。賃貸人は、稲穂に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住

所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成24年1月27日に賃貸借されましたが、令和元年8月21日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書16ページをご覧ください。賃貸人は、千才町に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成28年2月1日に賃貸借されましたが、令和元年8月21日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書17ページをご覧ください。賃貸人は、稲穂に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成30年2月28日に賃貸借されましたが、令和元年8月21日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書18ページをご覧ください。賃貸人は、苫小牧市に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成22年3月25日に賃貸借されましたが、令和元年8月21日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書19ページをご覧ください。賃貸人は、稲穂に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき昭和63年3月23日に賃貸借されましたが、令和元年8月21日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書20ページをご覧ください。賃貸人は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社。賃借人は、吉野に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき平成30年3月10日に賃貸借されましたが、令和元年9月5日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書21ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、朝日に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成30年12月1日に賃貸借されましたが、令和元年8月23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書22ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、朝日に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては

は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成24年3月29日に賃貸借されましたが、令和元年8月23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の号1番から4番、6番から18番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の号1番から4番、6番から18番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号5番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号11番森委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(森委員退席)

休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方。借入人は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成30年12月25日に賃貸借されましたが、令和元年8月28日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の号5番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号5番は原案のとおり決定をいたしました。ここで議席番号11番森委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(森委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長より、ただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第2号の番号5番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、

ご報告させていただきます。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件の所有権移転案件と賃貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。

それでは初めに所有権移転案件番号18番、19番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書24ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年9月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、賃貸借案件1件でございます。

番号18番、譲渡人は、合流に住所を有する方、譲受人は、富川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は3筆合わせまして58,560平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、貸付地を譲受人の希望のため売り渡す。譲受人は、経営規模の拡大のためであります。

番号19番、譲渡人は、愛牛に住所を有する方、譲受人は、統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、7,238平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書25ページから26ページに3条番号18から19の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号18番について、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号18番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模拡大のため農地を売買する内容であります。9月16日現地を確認してまいりました。結果、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号19番について、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号19番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るための農地を売買する内容であり、9月19日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)



○小川議長 それでは議案第3号の番号18番、19番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号18番、19番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件番号20番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号5番、福田委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(福田委員退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。利用権設定案件番号20番について審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書24ページをご覧ください。番号20番、貸主は、稲穂に住所を有する方、借主は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は5筆合わせまして36,505平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年9月30日から令和10年11月30日までの9年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、相続した土地を貸与する。借主は、経営の規模拡大のためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書27ページに3条番号20の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員に代わり廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号20番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため農地を借り受ける内容であり、9月7日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号20番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号20番は、原案のとおり決定をいたしました。ここで、議席番号5番、福田委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(福田委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第3号番号20番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川会長 以上で、本日附議された議案のすべてを終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれをもちまして第26回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時09分閉会